

維持管理に関する計画（一般廃棄物最終処分場）

- 1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値
 - (1) 騒音基準
騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）に規定される基準（第2種区域、その他の地域）
 - (2) 振動基準
神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定される基準（その他の地域）
 - (3) 排水基準
下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）及び相模原市下水道条例（昭和43年3月30日相模原市条例第26号）に規定される基準
 - (4) 地下水基準
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）に規定される基準
- 2 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (1) 排水
下水道法及び相模原市下水道条例に規定される回数
 - (2) 地下水
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に規定される回数（測定は4地点）
- 3 その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
 - (1) 維持管理
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びその他関係法令に定められた基準を遵守する。
 - (2) 維持管理人員及び有資格者の配置
施設の維持管理に支障のないよう維持管理人員を配置する。また、維持管理及び運転管理上必要な有資格者については、適正な配置を行う。